

香春町小中一貫教育推進基本方針（改訂案）

平成28年 月改訂版

香春町教育委員会

はじめに

香春町教育委員会は「香春町教育振興基本計画」に基づき、「たくましく生きる学力と体力を身につけ 他人を思いやり 郷土を愛する子どもたちを育てる」を基本理念として、様々な施策を講じてきました。

この「香春町小中一貫教育推進基本方針」は、その施策の一環として新たに定めるもので、香春町の次代を担う子どもたちの育成を目指し取り組む、小中一貫教育を推進する基本的な考え方や方策を示すものです。

少子高齢化による児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化などにより、教育委員会では「香春町学校再編整備基本方針」を策定し、現在の4小学校、2中学校をそれぞれ1小学校、1中学校とし、小中一貫教育を見据えた新たな学校づくりを目指すこととしました。

他の自治体において小中一貫教育を導入、実施してきた事例を見ると、教育上有効である結果が見受けられます。文部科学省の調査によると、全国211市町村、1,130件の取組がなされており、その約9割で成果を認識しているとの報告がされています。また、本町において実施してきた、小小連携、小中連携事業等を検討・分析したところ、教育委員会では小中学校を再編し、小中一貫教育制度の導入についても検討すべきとの結論に至りました。

国においても長い期間の検討、研究の結果から小中一貫教育制度は教育上有効であるとして、平成27年6月に学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育を制度化した、義務教育学校制度を創設しました。

これらのことから「たくましく生きる学力と体力を身につけ 他人を思いやり 郷土を愛する子どもたちを育てる」ため、「香春町小中一貫教育推進基本方針」を策定して、本町においても小中一貫教育制度を導入し、学校・地域・家庭が連携して、その推進を図っていきます。

1. 小中一貫教育の推進

(1) 小中一貫教育の定義

義務教育期間である9年間を通じて、教職員が教育目標を共有し、教育課程の編成及び指導計画の作成を行い、一体的な組織のもと、系統的な教育を実施していく教育とします。

(2) 小中一貫教育推進の主なねらい

① 生活・行動に関すること

子どもの情報について9年間共有することで、一貫した指導理念に基づいた指導方法で子どもにあたることができます。このことで、これまで子どもが小学校から中学校に進学する際の、学校生活のきまりや指導方法の変化から起こる心理的負担やつまずき、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、子どもの健全育成につなげることができます。

② 学力・体力に関すること

9年間を通じて「学びの連続性」を重視して指導することで、「重点を置いて学習する必要がある内容」や「つまずきやすく繰り返し学習する必要がある内容」を整理して、段階的な指導計画を作成し、実施することで、いわゆる「小4の壁」などの学力面でのつまずきを解消し、子どもの学力向上につなげることができます。

また、9年間を通じて「体力の向上」を図る指導ができることと、中学校からの「部活動」を、体育系・文化系ともに小学校高学年からといった、より早い段階から始めることが可能であるため、学力、体力両面の向上を図ることができます。

③ 教員に関すること

今までの小中学校の教員が子どもの実態について共通認識を持ち、そのことから9年間を通じた重点指導事項などが明確になります。

また、小中学校の教員が今までに積み重ねてきた指導方法を共有することによって、指導方法に幅が出て、発達段階に応じた指導を効果的に進めることができます。

2. 香春町が目指す小中一貫教育の概要

(1) 学習指導要領に即した小中一貫教育の推進

学習指導要領の総則では、「児童（生徒）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する…」としています。「香春町教育振興基本計画」では「たくましく生きる学力と体力を身につける」ことを推進しています。

本町の「小中一貫教育」は、「生きる力」をはぐくむことを基本理念とした学習指導要領の趣旨、ねらい及び内容に即して「小中一貫教育」を推進します。

また学習指導要領に沿った教育を行うことで、転出入する児童生徒にとって戸惑うことのない教育の提供と、前期課程（6年）修了時点での小学校課程を修了した旨の証明により、他の中学校への進学に対する対応を図ります。

(2) 一貫性をもった指導

義務教育期間9年の学年段階を区分する場合には、全国的には前期6年、後期3年（全体のうち72%）、もしくは前期4年、中期3年、後期2年（同26%）といった区分が主に導入されています。

本町ではいわゆる「小4の壁」、「中1ギャップ」といった諸問題の解消を図るため、学習指導要領に沿った義務教育9年間の一貫した指導方針により、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。

○ 義務教育9年間の連続性と系統性を重視し、施設一体型の教育環境を効果的に活用し、子どもの学びの連続性を図ります。

○ 9年間を見通した教育課程の実施については、義務教育学校の特性を生かした弾力的な運用を図ります。

○ 学びの連続性について、前期と後期の教職員が協働し、子どもの成長や発達段階を把握して、学習面・生活面での指導等の充実・改善を図ります。

○ 新しい学習指導要領が、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施予定であり、全面実施後の学校運営状況をみながら、学年段階の区切りについて検討していきます。

(3) 義務教育学校制度の導入

香春町が新たに設置しようとする小・中学校は、同一敷地内での施設一体型の学校とする予定です。学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、新たに制度化された義務教育学校制度を導入して、9年間の系統的な教育を実施していきます。

3. 小中一貫教育（義務教育学校制度）の導入にあたって

(1) 小小連携、小中連携事業の推進

「小中一貫教育」は、現行の教育体系や生活環境と違いがみられることから、その導入にあたっては、児童生徒及び教員に戸惑いと混乱を生じさせる恐れがあります。

このことから、児童生徒及び教員の相互交流を推進するため、現在の小小連携、小中連携事業をさらに拡大、発展させる必要があります。例えば小小連携事業では、町内4小学校の連携事業、2中学校の連携事業、中学校区2つでの小中連携事業といったことを推進するだけでなく、さらに4小学校と2中学校での連携事業を実施し、先に記した義務教育学校での「小中一貫教育」の導入に備えます。

(2) 香春町立小中学校再編推進専門部会の設置

「小中一貫教育」の導入を推進するため、「香春町立小中学校再編推進審議会」（以下、「審議会」という。）に3つの「専門部会」（以下「部会」という。）を設置しており、審議会において決定した項目及び内容に基づき、学校再編整備に最適な環境を協議、検討、提案していきます。

① 学校施設整備部会

普通教室、特別教室、屋内運動場、屋外運動場等、施設の大きさや配置に係る事項

設備、備品、法定台帳の管理や移動等、学校校務に係る事項

② 教育課程部会

9年間を見通したカリキュラム等に係る事項

教育課程の編成、学級編成、年間計画、学校行事等、教育に係る事項

児童会・生徒会、部活動に係る事項

③ 通学、学校運営支援部会

通学方法、通学路、体力向上施策、通学援助等に係る事項

校名、校歌、校章、制服、閉校式等に係る事項

P T Aの編成や計画、学校支援ボランティア形成等、学校支援に係る事項

部会で協議した事項については逐次審議会に提案していきます。また、部会員は審議会の委員でもある各学校長のほか教頭、主幹教諭、教務主任、行政区長代表、P T A代表、学識経験者等で構成します。

4. 香春町教育振興基本計画の施策への反映

本基本方針については、「香春町教育振興基本計画」の施策に反映させ、それに則した「小中一貫教育」を進めていきます。